

## 社会福祉法人の設立および運営に関する法令，通知集

法令，通知	根拠
<p>第1 社会福祉法人の行う事業</p> <p>社会福祉法人（以下「法人」という。）は社会福祉事業の主たる担い手として，法第24条に規定する経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか，必要に応じ公益事業または収益事業を行うことができるが，各事業は次のようなものでなければならないこと。</p> <p>なお，法人は，法第4条の趣旨を踏まえ，地域福祉の推進に努める使命を有することから，その本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において，地域の様々な福祉需要に応える公益的取組（公益事業の実施のほか，低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。）を積極的に実施することが求められるものであること。</p>	<p>審査基準第1</p>
<p>1 社会福祉事業</p> <p>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>(2) 社会福祉事業の経営は，法第3条，第4条および第5条の趣旨を尊重し，法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。</p> <p>(3) 社会福祉事業は，法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。</p> <p>(4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を，収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。</p> <p>(5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業」は，社会情勢等の変化に伴い必要性が薄らいでいるので，新規に行うことは抑制を図るものであること。</p> <p>また，既にこの事業を行っている法人についても，当該事業の規模を拡充することは，地域の実情等を踏まえ，基本的に抑制を図るものであること。</p> <p>なお，当該法人にあっては，平成13年7月23日社援発第1276号社会援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に定める基準を厳格に遵守すること。また，この基準を遵守することが困難である場合には，医療法人等への切換えを検討すること。</p> <p>(6) 第二種社会福祉事業である，相談に応ずる事業のみをもって法人を設立することは，公的相談機関の整備充実の状況等を考慮しつつ，財政基盤，事業従事者の資質，事業実績等を十分検討し，慎重に取り扱うものであること。</p> <p>(7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人を設立することは，社会福祉協議会制度の趣旨および普及の状況等から，慎重に取り扱うものであること。</p> <p>(8) 市町村社会福祉協議会が法人となる場合には，次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>ア 法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）</p> <p>(ア) 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。</p> <p>(イ) 独立した事務所を有すること。この場合においては，原則とし</p>	<p>審査基準第1-1-(1)</p> <p>審査基準第1-1-(2)</p> <p>審査基準第1-1-(3)</p> <p>審査基準第1-1-(4)</p> <p>審査基準第1-1-(5)</p> <p>審査基準第1-1-(6)</p> <p>審査基準第1-1-(7)</p> <p>審査要領第1-1-(1)</p> <p>審査要領第1-1-(1)-ア</p> <p>審査要領第1-1-(1)-イ</p>

て単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。	
(ウ) 事業規模に応じた資産を有すること。	審査要領第1-1-(1)-ウ
(エ) 当該市町村の区域内において、社会福祉事業または更生保護事業を営営するものの全部が参加することを原則とすること。	審査要領第1-1-(1)-エ
(オ) 当該市町村の区域内において社会福祉を目的とする事業を営営する者および社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。	審査要領第1-1-(1)-オ
(カ) 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。	審査要領第1-1-(1)-カ
イ 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）	
(ア) 二以上の市町村を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。	審査要領第1-1-(2)-ア
(イ) 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村の区域内において社会福祉事業または更生保護事業を営営する者の過半数が参加していること。	審査要領第1-1-(2)-イ
(ウ) (ア)および(イ)に定めるもののほか、アに掲げる各要件を満たすこと。この場合において、ア(エ)および(オ)を適用するに当たっては、「当該市町村」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村」と読み替えるものとする。	審査要領第1-1-(2)-ウ
(9) 社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業および社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の営営や、市町村等が設置した入所施設の受託営営を行っても差し支えないこと。	審査要領第1-1-(3)
(10) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の営営を委託された場合にも、その施設を営営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。	審査要領第1-1-(4)
<b>2 公益事業</b>	
(1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。	審査基準第1-2-(1)
(2) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。	審査基準第1-2-(3)
(3) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。	審査基準第1-2-(4)
(4) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。	審査基準第1-2-(5)
(5) 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てること。	審査基準第1-2-(6)
(6) 次のような事業は公益事業であること。（社会福祉事業に該当するものを除く。）	
ア 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を営営する事業	審査要領第1-2-(4)

イ 公益的事業を行う団体に事務所，集会所等として無償または実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 なお，営利事業を行う者に対して，無償または実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また，このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は，収益事業となるものであること。	審査要領第 1-2-(5)
ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する居宅サービス事業，地域密着型サービス事業，介護予防サービス事業，居宅介護支援事業，介護予防支援事業，介護老人保健施設を経営する事業もしくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業または老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する指定老人訪問看護を行う事業 なお，居宅介護支援事業等を，特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には，定款上，公益事業として記載しなくても差し支えないこと。	審査要領第 1-2-(2)
エ 有料老人ホームを経営する事業	審査要領第 1-2-(3)
オ 必要な者に対し，相談，情報提供・助言，行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業	審査基準第 2-2-(2)-ア
カ 必要な者に対し，入浴，排せつ，食事，外出時の移動，コミュニケーション，スポーツ・文化的活動，就労，住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業	審査基準第 2-2-(2)-イ
キ 入浴等の支援が必要な者，独力では住居の確保が困難な者等に対し，住居を提供または確保する事業	審査基準第 2-2-(2)-ウ
ク 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減または悪化の防止に関する事業	審査基準第 2-2-(2)-エ
ケ 入所施設からの退院・退所を支援する事業	審査基準第 2-2-(2)-オ
コ 子育て支援に関する事業	審査基準第 2-2-(2)-カ
サ 福祉用具その他の用具または機器および住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業	審査基準第 2-2-(2)-キ
シ ボランティアの育成に関する事業	審査基準第 2-2-(2)-ク
ス 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）	審査基準第 2-2-(2)-ケ
セ 社会福祉に関する調査研究等	審査基準第 2-2-(2)-コ
3 収益事業	
(1) 法人が行う社会福祉事業または公益事業（政令第 4 条に掲げるものに限る。）の財源に充てるため，一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって，社会通念上事業と認められる程度のものであること。 したがって，次のような場合はこれに該当しないので，結果的に収益を生ずる場合であっても，収益事業として定款に記載する必要はないこと。	審査基準第 1-3-(1)
ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて，当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合 例えば，会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等	審査要領第 1-3-(1)-ア
イ たまたま，適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合	審査要領第 1-3-(1)-イ

- ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため、売店を経営する場合 審査要領第1-3-(1)-ウ
- (2) 事業の種類については、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるものまたは投機的なものは、適当でないこと。したがって、次のような事業は、法人が行うことはできないこと。 審査基準第1-3-(2)
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業および風俗関連営業 審査要領第1-3-(2)-ア
- イ 高利な融資事業 審査要領第1-3-(2)-イ
- ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業 審査要領第1-3-(2)-ウ
- (3) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。 審査基準第1-3-(2)
- (4) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業または公益事業（政令第4条に掲げるものに限る。）の経営に充当すること。 審査基準第1-3-(3)
- (5) 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。したがって、次のような場合は、認められないこと。 審査基準第1-3-(4)
- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合 審査要領第1-3-(3)-ア
- イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合 審査要領第1-3-(3)-イ
- (6) (2)および(5)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。 審査要領第1-3-(4)
- なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸しビル、駐車場の経営、公共施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。
- (7) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。 審査基準第1-3-(5)
- (8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、(4)は適用されないものであること。 審査基準第1-3-(6)

## 第2 法人の資産

### 1 資産の所有等

- (1) 原則 審査基準第2-1-(1)
- 社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、または国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けていること。
- なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り、国もしくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。
- (2) 特例 審査基準第2-1-(2)
- 次の施設を設置する場合は、(1)にかかわらず、国の関係通知に定

めるところにより取り扱うことができるものとする。	
ア 特別養護老人ホーム	審査基準第2-1-(2)-ア
イ 小規模障害者通所授産施設	審査基準第2-1-(2)-イ
ウ 身体障害者福祉ホーム（既設法人に限る。）	審査基準第2-1-(2)-ウ
エ 通所施設（既設法人に限る。）	審査基準第2-1-(2)-エ
オ 保育所を設置する場合（既設法人以外に限る。）	審査基準第2-1-(2)-オ
カ 構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」または「サテライト型障害者施設」を設置する場合	審査基準第2-1-(2)-カ
(3) 社会福祉施設を経営しない法人が国または地方公共団体以外の者から貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。	審査要領第2-(6)
(4) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。 また、当該法人の理事長または当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。	審査要領第2-(7)
(5) 法人の設立および社会福祉施設の整備等に際して、寄附金を予定している場合は、当該寄附金が履行されないと法人運営に著しく支障を来すことから、書面による贈与契約を締結すること。 なお、書面による贈与契約については、契約書の写しならびに寄附予定者の印鑑登録証明書等を添付すること。 また、寄附予定者の所得能力、営業成績、資産状況等については、所得証明書、納税証明書、預金残高証明書、資産証明書等により明らかにすること。	審査要領第2-(1)
(6) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源およびその他必要とされる経費について、寄附金を予定している場合も(5)と同様であること。 また、個人からの寄附金については、年間所得から年間寄附額を控除した後の所得額が、社会通念上、その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。	審査要領第2-(1)-ア 審査要領第2-(1)-イ 審査要領第2-(2)
<b>2 資産の区分</b>	
法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）および収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。	審査基準第2-2
(1) 基本財産	
ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、または担保に供する場合には、市長の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。 ただし、社会福祉施設の改築に当たり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、市長の基本財産処分の承認は必要でないこと。	審査基準第2-2-(1)-ア 審査要領第2-(5)
イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産（社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物ならびにその建物の敷地および社会福祉施設	審査基準第2-2-(1)-イ 審査要領第2-(4)

の最低基準により定められた設備の敷地)は、基本財産としなければならないこと。

ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国または地方公共団体から貸与または使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円(平成13年1月4日以降に新たに設立される法人の場合には、1,000万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券または不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会および共同募金会を除く。)は、一般に、設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。

審査基準第2-2-(1)-ウ

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込まれる場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして市長が認める額の資産とすることができること。

エ 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業または精神障害者居宅介護等事業(以下「居宅介護等事業」と総称する。)および認知症対応型老人共同生活援助事業、知的障害者地域生活援助事業または精神障害者地域生活援助事業(以下「地域・共同生活援助事業」という。)ならびに介助犬訓練事業または聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、国の関係通知に定めるところにより取り扱うことができること。

審査基準第2-2-(1)-エ、  
オ、カ

オ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)および共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないこと。

審査基準第2-2-(1)-キ

ただし、市町村社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

カ イ、ウ、エおよびオ以外の財産であっても法人が重要と認める財産は、基本財産として差し支えないこと。

審査基準第2-2-(1)-ク

## (2) 運用財産

ア 基本財産、公益事業用財産および収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。

審査基準第2-2-(2)-ア

イ 運用財産の処分に当たっては、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

審査基準第2-2-(2)-イ

ウ 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として、運用財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金または当座預金等を有していなければならないこと。

審査要領第2-(3)

なお、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の介護保険法上の事業、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)上の身体障害者居宅生活支援事業もしくは身体障害者更生施設、身体障害者療護施設もしくは身体障害者授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)を営む事業、知的障害者福祉法(昭和35

年法律第37号)上の知的障害者居宅生活支援事業もしくは知的障害者更生施設,知的障害者授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)もしくは知的障害者通勤寮を経営する事業または児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の児童居宅生活支援事業にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては,12分の2以上に相当する現金,普通預金または当座預金等を有していることが望ましいこと。

(3) 公益事業用財産および収益事業用財産

審査基準第2-2-(3)

公益事業および収益事業の用に供する財産は,他の財産と明確に区分して管理すること。ただし,事業規模が小さい公益事業については,当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあっては,社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は,安全,確実な方法,すなわち元本が確実に回収できるほか,固定資産としての常識的な運用益が得られ,または利用価値を生ずる方法で行う必要があり,次のような財産または方法で管理運用することは,原則として適当ではないこと。

審査基準第2-3-(1)

ア 価格の変動が著しい財産(株式,株式投資信託,金,外貨建債券等)

イ 客観的評価が困難な財産(美術品,骨董品等)

ウ 減価する財産(建築物,建造物等減価償却資産)

エ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2) 基本財産以外の資産(運用財産,公益事業用財産,収益事業用財産)の管理運用にあたっては,安全,確実な方法で行うことが望ましいこと。

審査基準第2-3-(2)

なお,株式投資または株式を含む投資信託等による管理運用は認められるが,この場合においては,別紙定款準則第15条第3項に準じて,定款に規定のうえ,株式に換えて保管することを理事会で議決しなければならないこと。

また,子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり,株式の取得は,公開市場を通してのもの等に限られること。

(3) 法人の財産(基本財産,基本財産以外の財産双方)については,価値の変動の激しい財産,客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産または過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

審査基準第2-3-(3)

(4) 法人が株式を保有できるのは,原則として,以下の場合に限られること。

ア (2)に定める基本財産以外の資産の管理運用を行う場合。

審査要領第2-(8)-ア

また,あくまで管理運用であることを明確にするため,上場株や店頭公開株のように,証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限られること。

イ 基本財産として寄附された場合。これは,設立時に限らず,設立後に寄附されたものも含む。

審査要領第2-(8)-イ

また,この場合には,寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営

審査要領第2-(9)

利企業の関係者との関係，基本財産の構成，株式等の寄附の目的は，社会福祉法人としての適切な活動等に影響を与えるものではないこと。

ウ ア，イの場合については，株式の保有等は認められるが，その場合であっても，当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように，その保有の割合は，2分の1を超えてはならないこと。

審査要領第2-(10)

また，当該営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については，法第59条の規定による現況報告書と合わせて，当該営利企業の概要として，事業年度末現在の次の事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

審査要領第2-(11)

- (ア) 名称
- (イ) 事務所の所在地
- (ウ) 資本金等
- (エ) 事業内容
- (オ) 役員の数および代表者の氏名
- (カ) 従業員の数
- (キ) 当該社会福祉法人が保有する株式等の数および全株式等に占める割合
- (ク) 保有する理由
- (ケ) 当該株式等の入手日
- (コ) 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事，取引等）

#### 4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には，その帰属者は法人に限ること。

審査基準第2-4

なお，定款で帰属者を定めない場合は，残余財産は国庫に帰属するものであること。

### 第3 法人の組織運営

#### 1 役員

(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは，法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので，差し控えること。

審査基準第3-1-(1)

ただし，地方公共団体が設置した施設を受託経営する法人および社会福祉事業団にあつては，この限りではないこと。

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」  
(昭和46年7月16日社庶第121号)第1-5-(1)，(2)，第2-3

なお，社会福祉協議会にあつては，役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が，その役員となっても差し支えないこと。

審査基準第3-1-(1)

(2) 実際に法人運営に参画できない者を，役員として名目的に選任することは，適当でないこと。

審査基準第3-1-(2)

(3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が，慣例的に理事長に就任したり，役員として参加したりすることは，適当でないこと。

審査基準第3-1-(3)

(4) 役員任期は，法第36条第2項により，2年を超えることはできないこと。

審査基準第3-6-(3)

また，任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが，定款



において役員任期を2年未満と定めた場合には、任期満了の後であっても後任者が選任されるまでは、任期当初から2年までの間、前役員がなおその職務を行うこととして差し支えないこと。ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならないこと。

- (5) 役員選任は、理事会において行うこと。定款準則第7条  
 なお、評議員会を設ける場合は、役員選任は評議員会において行うことが適当であること。審査基準第3-4-(3)
- (6) 役員に欠員が生じた場合は、法人運営上支障が生じるので、速やかに補充を行うこと。審査基準第3-6-(2)

## 2 理事および理事会

- (1) 理事は、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。審査基準第3-2-(1)  
 また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。
- (2) 理事長およびそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化および内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。審査基準第3-2-(2)  
 なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。
- (3) 理事の定数は6人以上の確定数とすること。審査基準第3-2-(3)  
審査基準第3-6-(1)
- (4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者を、次の制限数を超えて選任しないこと。審査基準第3-2-(4)  
定款準則第5条備考(2)

(理事定数)	(制限する親族等の人数)
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名
- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者を、理事総数の3分の1を超えて選任しないこと。審査基準第3-2-(5)
- (6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者を加えること。審査基準第3-2-(6)
  - ア 「社会福祉事業について学識経験を有する者」とは、次のような者であること。
    - (ア) 社会福祉に関する教育を行う者審査要領第3-(1)-ア
    - (イ) 社会福祉に関する研究を行う者審査要領第3-(1)-イ
    - (ウ) 社会福祉事業または社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者審査要領第3-(1)-ウ
    - (エ) 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者審査要領第3-(1)-エ
  - イ 「地域の福祉関係者」とは、次のような者であること。
    - (ア) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員審査要領第3-(2)-ア
    - (イ) 民生委員・児童委員審査要領第3-(2)-イ
    - (ウ) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等審査要領第3-(2)-ウ

(エ) 医師，保健師，看護師等保健医療関係者	審査要領第3-(2)-エ
(オ) 自治会，町内会，婦人会および商店会等の役員	審査要領第3-(2)-オ
(カ) その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者	審査要領第3-(2)-オ
(7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては，施設経営の実態を法人運営に反映させるため，原則として1人以上の施設長等が理事として参加すること。 ただし，評議員会を設置していない法人にあっては，施設長その他の施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。 なお，理事として1人以上参加することとされている施設長等は，施設の経営の実態を法人運営に反映させることができる者であれば，必ずしも施設長または施設の職員に限られるものではないこと。	審査基準第3-2-(7)
(8) 社会福祉協議会は，地域福祉の推進役として，社会福祉事業経営者ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから，当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。	審査基準第3-2-(8)
(9) 理事会を委任状出席で行うことは，適当でないこと。 なお，理事会に出席できない理事について，書面による表決を認めるときは，この旨を定款上規定する必要があること。ただし，理事会への欠席または書面による議決権の行使が継続している理事がいることは適当でないこと。	定款準則第9条備考(2)，(3)
(10) 理事会以外の機関をもって，議決機関とすることはできないこと。	法第39条 定款準則第9条第1項
<b>3 監事</b>	
(1) 監事は，当該法人の理事，評議員および職員またはこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。	審査基準第3-3-(1)
(2) 監事の定数は，2名以上の確定数とすること。	審査基準第3-6-(1) 定款準則第5条備考(1)
(3) 監事のうち1人は，法人の財産状況等の監査を行うものであるから法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。 また，監事が監査を行った場合には，監査報告書を作成の上，理事会および評議員会に報告し，法人において保存すること。	審査基準第3-3-(2)
(4) 監事のうち1人は，社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者であること。	審査基準第3-3-(3)
(5) (4)の地域の福祉関係者には，第3-2-(6)-イ-オおよび(カ)の者は含まれないこと。ただし，平成19年4月1日時点において，現に第3-2-(6)-イ-オおよび(カ)の要件で監事に就任している者は，任期終了まではなお従前の例によることとする。また，平成20年3月31日までに任期終了する者については，他に適任者がいない場合は，一回に限り再任することができること。	審査要領第3-(2)
(6) 監事は，他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。	審査基準第3-3-(4)
(7) 監事は，当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。	審査基準第3-3-(5)

(8) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。 審査基準第3-5-(1)

(9) 監事は、理事の業務執行の状況または法人の財産の状況について監査した結果、不整な点があることを発見したときは、これを理事会および評議員会に報告するとともに、市長に報告すること。 法第40条第3号

#### 4 評議員および評議員会

(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 審査基準第3-4-(1)

① 都道府県または市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれかまたは両方の事業を含む。）

③ 介護保険事業

なお、「介護保険事業」とは、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等の事業、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスの事業、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業および同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の事業であること。 審査要領第3-(4)

(2) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について、理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要であること。 審査基準第3-4-(2)

なお、「理事会での決定に先立ち評議員会の意見を聴くことが必要である」とは評議員会の諮問機関としての位置付けを明確にしたものであること。 審査要領第3-(5)

また、事前に意見を聴くことを不要とする一定の場合とは、必ずしも災害時に限られるものではなく、緊急に法人としての意思決定をする必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合であり、この場合は事後に意見を聴くことで差し支えないこと。

(3) 評議員会を設ける場合にあっては、評議員の定数は、法第42条第2項により理事の定数の2倍を超える確定数とすること。 定款準則第12条備考1（評議員会）の条備考(2)

(4) 評議員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。 定款準則第12条備考1（評議員の資格等）の条第1項

(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者を、評議員総数の3分の1を超えて選任しないこと。 審査基準第3-4-(4)

(6) 各評議員と親族等特殊の関係があるものを、評議員の定数に応じ2(4)の制限数を超えて選任しないこと。 定款準則第12条備考1（評議員の資格等）の条備考

(7) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。 審査基準第3-4-(5)

- (8) 社会福祉協議会にあつては、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員およびボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

審査基準第3-4-(6)

## 5 その他

- (1) 施設長は、法令等に定める資格を有し、施設を適正に管理、運営できる能力を有する者であること。
- (2) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。
- (3) 法人の業務および財務等に関する情報については、法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供するとともに、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に開示すること。  
また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいこと。
- (4) 法人は、法第82条に基づきその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情を適切に解決するように努めなければならないこと。また、苦情の解決を図るため、関係指針等に基づき、苦情解決体制の整備を図ること。
- (5) 勤務実態に即して支給することとされている役員報酬については、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではないこと。

「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」（昭和47年5月17日社庶第83号）

審査基準第3-6-(4)

審査基準第3-5-(2)

法第82条

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け社会・援護局長等連名通知）

審査要領第3-(6)

## 第4 法人の認可申請等の手続

### 1 所轄庁

- (1) 主たる事務所が函館市の区域内にある社会福祉法人であつて、その事業（公益事業および収益事業も含む。）を函館市の区域内のみで行う場合の所轄庁は、函館市長となること。
- (2) 主たる事務所が函館市以外の中核市の区域内にある社会福祉法人であつて、その事業が当該中核市の区域を越えないものは、当該中核市の長となること。
- (3) 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつて、その行う事業が当該指定都市の区域を越えないものおよび法第109条第2項に規定する地区協議会である社会福祉法人の所轄庁は、指定都市の長となること。
- (4) 社会福祉法人が、その事業を北海道の区域内のみで行う場合の所轄庁は、北海道知事となること。（指定都市または中核市の長が所轄庁となる場合を除く。）
- (5) 北海道知事が所轄庁となる法人認可等の事務は、法人の活動が1総

法第30条第1項第2号

法第30条第1項第2号

法第30条第1項第1号

法第30条第1項

社会福祉法人の設立及び運

合振興局および振興局の区域を越えないものは北海道の当該総合振興局および振興局が所管となり、これ以外のものは北海道の保健福祉部が所管となること。

営に関する要綱（昭和62年4月1日付け民総第1号北海道生活福祉部長通知）第5-1-(2)

(6) 社会福祉法人が、2以上の都道府県において事業を行う場合の所轄庁は、厚生労働大臣となること。ただし、その場合においても、一の地方厚生局の管轄区域内に収まる場合には、法人本部の所在地を管轄区域とする地方厚生局長が所轄庁となる。

省令第13条

## 2 認可申請の手続

(1) 定款変更認可および社会福祉法人定款準則第14条による基本財産の処分または担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を受けること。

審査基準第5-(2)

(2) 補助金を受けて社会福祉施設を設置する法人の設立は、当該補助金の交付が確実にされた後でなければ認められないこと。

審査基準第4-3-(1)

また、当該施設の認可または設置の届出は、当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

(3) 設立代表者または法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合は、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

審査基準第4-3-(2)

(4) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を弾力的に行うこと。

審査基準第5-(4)

## 第5 その他

省令第9条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出すること。

審査基準第5-(5)

○ 法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

○ 政令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

○ 省令：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

○ 審査基準：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け社会・援護局長等連名通知）別紙1

○ 定款準則：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け社会・援護局長等連名通知）別紙2

○ 審査要領：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け社会・援護局企画課長等連名通知）別紙